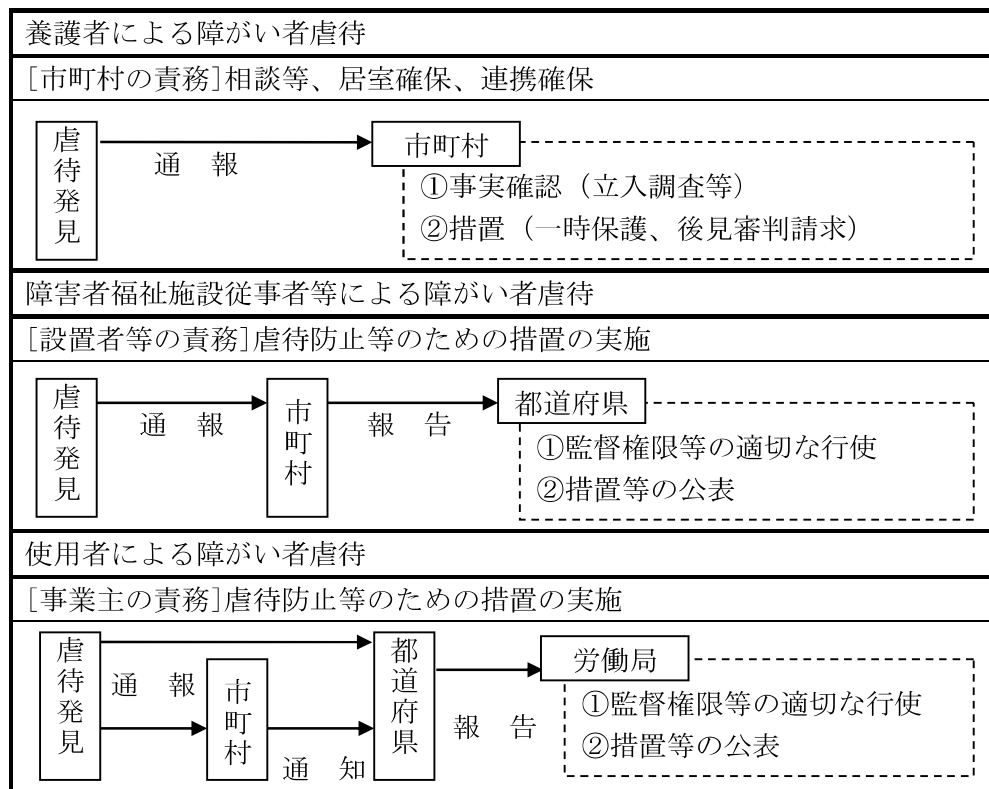


<障害者虐待防止法による対応の枠組み>



※政令市・中核市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）に所在する障害福祉施設に対する指導監督は県ではなく、政令市・中核市が行う。

（障害者総合支援法等に基づく監督権限は政令市・中核市が有しているため。）

※使用者による障害者虐待について、県は神奈川県障害者権利擁護センターを設置し、通報及び届出を受理している。

<関係条文>

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（平成23年6月24日法律第79号）

（公表）

第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成24年9月24日厚生労働省令第132号）

（都道府県知事による公表事項）

第3条 法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種